

令和3年山辺町農業委員会第12回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年12月24日(金) 13時30分～14時47分
2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室(1)
3. 出席委員(8人)

1番	岡崎 政志	2番	鈴木 正志
3番	齋藤 榮	4番	佐藤 るみ子
5番	多田 秀逸	6番	渡邊 秀彦
7番	多田 美幸	8番	江口 順市
4. 欠席委員(0人)
5. 職務により総会に出席した町職員の職氏名
農村整備係長 齋藤 雅和
6. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 佐藤 英敏 農地係長 朽木 良次 主事 木村 健太
7. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第29号 農用地利用集積計画に対する決定について
 - 議第30号 山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について
 - 報告(1) 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について
 - 報告(2) 農地法第18条第6項に規定による通知書の確認について

8. 会議の概要

会長	ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第12回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。
事務局長	はい。本日、出席委員は、8名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、江口会長にお願いします。
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)

議長

それでは、5番多田秀逸委員と6番渡邊秀彦委員よろしくお願ひします。
これより、議事に入ります。議第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料3ページからご説明いたします。
【議第27号、9番から12番を議案書をもとに朗読】
以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

議長

無いようなので決を採ります。
議第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願ひします。
次に議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料5ページからご説明いたします。
【議第28号、6番から10を議案書をもとに朗読】
以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

議長

ソーラーシェアリングはどこか実施しているところはあるのか。

事務局

はい。長野県での実績を参考にしているようです。

議長

他にないかありますか。
無いようなので決を採ります。
議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を可決しますのでよろしくお願ひします。

事務局

議第29号に入る前に、議第29号に關しまして多田秀逸委員のご家族が借り人となつておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。関係議案終了後に着席いただきます。

(多田秀逸委員退席)

議長

次に、議第29号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料10ページからご説明いたします。

【議第29号、89番から105番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

鈴木委員

再設定ですが、更新されたものは前回と同じ契約年数なのでしょうか。

事務局

ほとんど同じですが、以前の契約年数から短縮になったものも中にはあります。

議長

他になにかございますか。

議長

無いようなので決を採ります。

議第29号「農用地利用集積計画に対する決定について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よつてこの件を決定しますのでよろしくをお願いします。

(多田秀逸委員着席)

議長

次に議第30号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局より説明をお願いします。

(齋藤係長着席)

事務局

はい。資料14ページにあります1件の農業振興計画の計画変更ということで、こちらに対します意見を農業委員会に求められています。詳細につきましては、農村整備係の齋藤係長より説明していただきます。よろしくお願いいたします。

農村整備係長

【議第30号、1番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

齋藤委員

この場所で埋め立てすることによって地滑りする危険性はないのですか。

農村整備係長

地形からすると、最終処分場を平らな敷地に造成するわけではなくて傾斜に沿って勾配を付けて造成していきます。埋立地なので水関係は盛り土と違って、水がしみ込んでいって滑って土砂崩れが起きるわけではなく、下に遮水シートを敷くので、ダムのような形で水を集めて、別で建設する水処理施設の方へと送り、その水を処理するので、土砂崩れのような被害は起きない構造になっています。今回の申請範囲で造成する場所については、遮水シートを張り、雨水は一か所に集まるつくりなので、地滑りを起こす原因はないという事です。

議長

他になにかありますか。

多田秀逸委員

廃棄物の有害物質、PCBが下流の方に流れ込むことはないのか。

農村整備係長

化学物質等については、ここは埋めて処分なのですが、隣接する中央公害清掃の最終処分場を買収して、最終処分場の事業免許を取っているものですから、そこと同じ捨てるごみというのは、有毒性のないプラスチック、生ごみ、木くず等、安定しているものが捨てられます。先ほどのPCBや毒性のあるもの、有害な鉛等については受け入れの段階でそこでは受け入れられないので、有害物質の方は、搬入の段階で入れないようにしています。ごみの中に入っているものについては、水処理施設の方で県の基準に則って安全なレベルになったものを放流するという形になっていますので、有害物質等が下流に流れることはないとなっています。

議長

他になにかありますか。

議長

無いようなので決を採ります。

議第30号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件について農業委員会の意見書を付してよろしくお願
いします。

(齋藤係長退席)

議長 次に、報告事項に入ります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受
理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の16ページになります。農地法第3条の3第1項の規定による届出
書の受理について。

【報告(1)、35番から36番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

議長 無いようです。

次に、「農地法第18条第6項に規定による通知書の確認について」事務局より
説明をお願いします。

事務局 はい。資料の17ページになります。農地法第18条第6項に規定による通知書
の確認について。

【報告(2) 14番から19番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

議長 無いようです。

他に何かありますか。何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第
12回総会を閉会いたします。